

周南市上下水道局水道料金等徴収関連業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和元年9月30日

周南市上下水道事業管理者
上下水道局長 渡辺 隆

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市上下水道局水道料金等徴収関連業務

(2) 業務の目的

水道料金等徴収関連業務に関する専門的な知識と技術力、豊富な経験から裏付けられたノウハウと人材を用いることで、未収金の不良債権化を防ぎ、検針・徴収業務の最適化を図ることで、上下水道事業の効率的かつ適正な運営に努めることを目的とする。

(3) 業務内容

「周南市上下水道局水道料金等徴収関連業務仕様書」のとおりに

(4) 業務委託期間

契約締結日（業務開始は令和2年4月1日）から令和7年3月31日まで

(5) 業務区域

周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第4条第2項及び第3項に定める区域並びに前記区域以外の発注者の指示する区域とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書提出時点において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者でないこと。

- (3) 参加表明書の提出日時点で、業務委託（営業種目は検針・料金徴収とする）において平成30・31年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」に登録されていること。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、本市から指名停止措置を受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 平成28年度から平成30年度までの間に、給水戸数5万戸以上の水道事業者の発注する検針業務及び滞納整理業務の受注実績（類似の業務を含む）を1件以上有する者であること。なお、受注実績の証明として履歴実績調書を参加表明書提出時に併せて提出すること。
- (7) 2名以上の常時雇用関係にある社員を配置できること。なお、常時雇用関係にある社員とは、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入し、令和2年4月1日以降、1年以上の雇用関係が見込まれる者をいう。
- (8) 参加形態は単体企業であること。

3 参加手続

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
周南市上下水道局 料金課（担当 新枝）
電話 (0834) 22-8656
FAX (0834) 22-8636
E-mail suido-bill@city.shunan.lg.jp

- (2) 実施説明書・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

周南市トップページ⇒雇用事業者向け情報⇒上下水道局の入札情報

- (3) 実施説明書・仕様書等に係る質問書

- ア 質問方法

質問書を郵送、ファックス又は電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

- イ 受付期間

令和元年10月1日（火）9時から令和元年10月8日（火）17時までとする。（ただし、受信確認は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。）

- ウ 提出先及び受信確認先

(1) に示す場所とする。

エ 回答方法

令和元年10月11日（金）17時以降に周南市公式ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参とする。（いずれも提出期限内必着）

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

※郵送による場合は、配達や受取日時が証明できる方法によることとする。

また、不達及び遅配を原因として、参加希望者に不利益が生じても、局はその責を負わないものとする。

イ 提出期限

令和元年10月17日（木）17時までとする。

ウ 提出場所

(1) に示す場所とする。

エ 参加資格審査結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果を通知する。

(5) 業務提案書等の提出

ア 提出期間

令和元年10月25日（金）から令和元年11月8日（金）までとする。

（受付時間帯は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。）

イ 提出場所

(1) に示す場所とする。

ウ 提出方法

郵送又は持参とする。（いずれも提出期限内必着）

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

※郵送による場合は、配達や受取日時が証明できる方法によることとする。

また、不達及び遅配を原因として、参加希望者に不利益が生じても、局はその責を負わないものとする。

エ 提出部数

9部（正本1部、副本8部。いずれも紙媒体による提出とする。）

4 審査の手續及び受託候補者の選定

提出された業務提案書等の審査は、「周南市上下水道局水道料金等徴収関連業務プロポーザル選定委員会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として

選定する。なお、業務提案書の提出者が1者でも、当該企画競争は成立する。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング審査日

【予定】令和元年11月21日(木)

5 契約方法

受託候補者と周南市上下水道局との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

6 その他

(1) 業務提案書の作成、提出その他プロポーザルに要する経費は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施説明書等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 公告及び実施説明書等に違反すると認められた場合

キ 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、業務提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) その他詳細は、実施説明書による。